

令和3年第14回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和3年9月22日

開会時刻 13時35分

閉会時刻 14時35分

○場 所 総合防災センター 研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 立入 利晴 委 員 瀬古 良勝

委 員 南出 久仁子 委 員 山崎 玲子

○説明員

教育部長

吉川 武克

教育部次長

北脇 康久

教育部次長（学校教育担当）

井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（幼稚園教育担当）

駒井 文昭

教育部次長（文化財担当）

進藤 武（兼文化財保護課長）

こども課長

西村 一嘉

学校教育課参事

井関 保彦

ふれあい教育相談センター所長

橋本 すみ江

学校給食センター所長

水野 哲平

生涯学習スポーツ課長

井狩 吉孝

生涯学習スポーツ課主席参事

吉川 一仁

スポーツ施設管理室長

小山 茂

野洲市文化ホール館長

中川 靖

野洲図書館長

宇都宮 香子

歴史民俗博物館副館長

角 健一

人権施策推進課長

山本 隆一

教育総務課長（事務局）

鎌田 征隆

教育総務課職員（事務局）

枝 瑞紀

【西村教育長】 それでは、遅くなりましたが、これより令和3年第14回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席は全員ですので、会議は成立しております。

次に日程第1、会期の決定について、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次、日程第2、令和3年第12回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和3年第12回野洲市教育委員会定例会の議事録は承認されたものと認め、後ほど立入委員と山崎委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和3年第13回野洲市教育委員会臨時会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和3年第13回野洲市教育委員会臨時会の議事録は承認されたものと認め、後ほど瀬古委員と南出委員にご署名をお願いします。

次に日程第4、令和3年第14回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、瀬古委員と南出委員を指名します。よろしくお願いします。

次に日程第5、教育長事務報告について、私から報告します。別紙をご覧ください。

8月18日から9月21日までの内容です。8月23日、臨時校長研修会を行っています。これは、コロナの感染陽性者が大変増えてきました。そのような中で学校が始まるというので、学校体制をどのようにしていくのかということを中心に研修を行っています。

それから、国スポ・障スポ準備委員会発起人会というのがあります。これは、滋賀県で国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会が開催され、野洲市は卓球とバスケの成年女子、それから、ラグビーを県がやって市が応援するとなっていますが、その実行委員会を立ち上げるための準備委員会というのがあります。その準備委員会を立ち上げるための発起人会ということで、一番始めの会議を行いました。

あとは、市議会が31日から2日まで本会議がありました。その内容については、あとで報告をしてもらいます。

裏へ行ってください。9月9日授業参観。三上小学校の2年生で陽性者が出たということで学年閉鎖となりました。9月6日月曜日から10日金曜日まで休みでしたので、その間2年生にタブレットを渡して、オンライン授業を担当の先生が教室で行われていました。それを見に行きました。子どもは登校していませんが、先生が教卓の前で黒板に記入しながら画面を通して子どもたちとやり取りをして授業を進められていました。非常にうまくいったようで、担任の先生は「このやり方は面白いですよ」という感想をもっておられま

した。朝の会も行っていますが、その段階でつながらない子は学校に家から電話をすることになっています。その電話に基づいてサポートをして、なんとか授業までにはつながったということで、全員つながって授業をされていました。

それから9月12日、市の職員の新規採用の第3次面接を、私と副市長と総務部長の3人で行いました。今年は13の方が第2次試験まで上がってこられまして、そのうち4人程度を採用すると。最後に残った方たちですので、どなたも結構面接ではしっかりとお話をされていました。その面接を行ったということです。なかなか選考というのは難しかったです。

それから9月16日、パラリンピックの水泳で出場された福井香澄さんが市長に表敬訪問をされました。400メートルのメドレーリレーで、福井さんは背泳ぎで参加されたのですが、団体で4位という結果を出されていますし、個人の100メートル背泳ぎは7位で入賞されました。記録書というのを持ってこられまして、初めて見せてもらったのですが、なかなかすごいなという話をしていました。福井さん自身、アジア大会など海外のいろんな大会にも出ておられるのですが、「オリンピックは周りの雰囲気は全然違いました。とにかくチェック体制が厳しくてどこに入るにもチェックを受けるという形でしたが、本番ではそんなに緊張はしなかった。」とお話されていました。野洲小学校と野洲中学校の卒業生で、野洲中学校では今市教委におります井上次長と小山専門員の教え子さんということで、表敬訪問が終わって市役所の玄関でこの2人の先生ともお話をされていました。

以上ですが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

では、ないようですので、次に日程第6、付議事項(1)議案に移りたいと思います。

議案第50号、野洲市教育振興基本計画第3期の策定について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 教育部次長の北脇です。

それでは、議案第50号野洲市教育振興基本計画第3期の策定につきまして、ご説明をさせていただきます。この計画につきましては、6月の定例会、また7月に開催させていただきました総合教育会議でもご議論をいただきまして、またご意見をいただいたところでございます。まず、今回の議案説明にあたりまして、この第3期計画案についてのパブリックコメントを実施させていただきました。こちらにつきましても、実施につきまして報告をさせていただいたところでございますが、8月2日から20日までの19日間、計画案に係る意見募集ということで、パブリックコメントの実施をいたしました。その結果、意見につきましてはございませんでしたので、まずもってご報告をさせていただきたいと思っております。これによりまして、今回、計画案ということで議案に提出をさせていただいておりますけれども、この案につきまして、パブリックコメントの実施前からの変更はございませんので、ご報告させていただきます。

それでは議案につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書1ページ目になります。また、関係法令につきまして、議案書の裏面に抜粋をしておりますので併せてご覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から野洲市教育振興基本計画第3期の策定について意見を求められましたので、教育委員会として意見を提出するものです。提出理由としましては、教育基本法第17条第

2 項の規定により策定した、野洲市教育振興基本計画第 3 期について、野洲市議会基本条例第 11 条第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今後の予定につきましては、11 月市議会全員協議会でパブリックコメントの結果を報告し、12 月議会に議案として上程をする予定をしております。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 50 号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 50 号、野洲市教育振興基本計画第 3 期の策定について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第 50 号は可決されました。

次に日程第 7、報告事項に移ります。報告事項①、令和 3 年第 3 回野洲市議会定例会議案質疑および一般質問の内容と答弁の要旨について、事務局より説明をお願いします。

吉川部長、お願いします。

【吉川教育部長】 それでは、8 月議会でも出されました一般質問の内容について、ご報告いたします。議案質疑は特にございませんでした。資料は、報告事項の 1 ページから 13 ページになります。2 カ所訂正がございます。申し訳ございません。6 ページをご覧ください。6 ページの 3 行目、③とありまして、その 1 行下です。中ほどから、「どれを残すのか、あるいは除却するのか」と訂正をお願いいたします。

もう 1 カ所、10 ページの中ほどになります。太字で③、徴収方法と滞納件数を問うとありますが、そのあと、「家庭が滞納されているのでは」という、「滞納」の漢字の訂正をお願いします。申し訳ございません。

それでは、報告いたします。一般質問は、今回件数が多いので少し長くなりますけれども、質問の趣旨と答弁の要点を整理してご報告いたします。まず、長谷川議員から、「学校でのいじめ問題について」と題して、9 点の質問がありました。質問の趣旨は、いじめに対する本市の対応、対策です。これは教育長から答弁いただきました。

いじめ発見のきっかけは、小学校では本人やその保護者からの情報によるものが多く、中学校では本人からの訴えが多い割合となっている。また、教員や他の児童生徒からの情報、あるいは他の保護者からの情報などが発見のきっかけとなっている。このほかにも、担任による教育相談やアンケートなど、各学校で学期ごとにチェックを行っている。一方で、教員が児童生徒の変化を見逃さない「日常的な観察」と、そのための研修、さらに市独自の取組みとして、各学校にオアシス相談員やスクールソーシャルワーカーを配置するなど、日常の見守りと相談活動の充実も行っている。

いじめや不登校は、早期発見と組織対応が重要で、児童生徒が学校を休んだ場合、「1～2 日目は電話連絡」、「連続 3 日休んだ場合は家庭訪問」、「5 日連続の場合はケース検討会議」を各学校で実施している。本市ではこういった対策でいじめの早期発見、早期対応を図っていると答弁いただきました。

次に、野並議員の質問で、「パンデミックの元での希望ある変化について」と題して教育委員会に対し 2 点質問がありました。

1 点目は、コロナ禍において、少人数学級が実現したことから、学級規模引き下げの変

化についての質問です。教育長に答弁いただきました。

長年要望していた「学級定数の引き下げ」が始まったことは喜ばしいことである。段階的にはあるが35人学級になることで期待される効果は2点ある。1点は、1クラス当たりの児童数が減ることで、教員が児童一人ひとりの課題に応じたきめ細かな指導ができる。もう1点は、コロナ禍での「密」の解消により、児童の安全・安心が確保できるということです。一方、懸念材料としては、慢性的に教員不足が続いている中で、指導力の高い教員を確保・配置することが難しいという課題がある。本市としては、35人学級の実現をチャンスと捉え、GIGAスクール構想と合わせて、だれ一人取り残すことなく、すべての児童生徒の可能性を引き出す教育を進めていくと答弁いただきました。

2点目は、女性の性に関わる健康と権利の観点から、学校のトイレに生理用品を配備することについてです。この質問も教育長に答弁いただきました。

本年度1学期に、「生理用品を学校のトイレに」という意向で、ある団体から生理用品の寄贈を受けました。寄贈の意向を踏まえたうえで各学校と協議した結果、従来どおり保健室に配備するのがよいという結論に至りました。

その理由としては、保健室には養護教諭が常駐し、児童生徒は日常的に気軽に保健室に来ていることや、養護教諭も普段から児童生徒の相談に応じるなど、信頼関係を築いていること。また、教室に入りにくい子どもや不登校気味の子どもたちの「居場所」にもなっていることから、保健室はそうした子どもたちの背景に気づき、支援につなぐきっかけの場にもなっているため保健室に配備することが有効と判断した。また、今回の質問で指摘されている貧困家庭以外にも家庭環境に課題がある場合など、様々な理由で生理用品が準備できない児童生徒もいることから、トイレに生理用品を置くだけでは解決できない課題があると考えている。児童生徒には、いつでも保健室に取りに来てよいことや、困ったときは保健室に来て相談できることをトイレに掲示するなど、周知も行っていると答弁いただきました。

次に、北村議員の質問では、「公共施設のマネジメント、『差別化』について」と題して教育委員会に対し3点の質問がありました。これは私から答弁いたしました。

教育委員会への質問の趣旨は、市の文化施設、具体的には野洲文化ホール、野洲文化小劇場、さざなみホール、これらの施設の維持管理について、今後の方針を確認するというものです。

答弁としては、この3施設については、「野洲市公共施設のあり方 第1期整備方針」で集約化すると明記している。それぞれ老朽化が進んでおり、維持するにしても大規模な改修が必要であるが、具体的な集約化の方法等は、現時点では検討が進んでおらず、今後進めていくこととなると答弁いたしました。

なお、この質問において、北村議員からバースセンター誘致の提案をされました。文化施設を廃止して、医療機能をもった施設に持ち替えるという提案です。このバースセンターというのは、周産期に係る施設で、産科の医師も関わるのですが、助産師を中心に妊婦期から産褥期まで長期的にサポートする施設で、医療施設内にある助産院といったものです。この提案に対しては、政策調整部長から答弁がありました。答弁では、「滋賀県に確認したが県内では周産期医療のバース・ネットワーク整備の中で、バースセンターといった箱物の整備計画は無い」というものでした。いずれにしましても、文化3施設の集約化

と、その後の土地利用計画についての質問でしたが、現時点では具体的な内容までは踏み込んだ答弁はありませんでした。

次に、岩井議員の質問で、「新型コロナウイルス感染と生活困窮者対策について」です。教育委員会への質問の趣旨は、新型コロナウイルス感染症が長期にわたり蔓延し、生活困窮者が増え、深刻な状況になりつつある。そうした中で、生活困窮の影響を受ける子どもたちの状況を確認するというものです。これは教育長に答弁いただきました。

生活困窮者を考える上で教育委員会の支援としては「就学援助制度」がある。これは、保護者の年収が生活保護基準を超えているものの、その収入が生活保護基準の 1.2 倍程度の家庭に対し、学用品代や給食費、制服代、校外学習や修学旅行に係る費用等、学校教育に係る費用を補助する制度です。本年度、援助を行った人数は 259 世帯 371 人で、数字ではここ数年大きな変化は見られない。一方、これとは別に福祉施策として「生活福祉資金貸付制度」があり、この貸付相談者は増えている状況である。こうした多角的な支援制度があることを学校を通じて保護者に情報提供している。

また、学校では、昨年度に 1 人 1 台のタブレット端末を配布しており、家庭内でもこれを利用した学習ができるよう整備を進めているところで、生活困窮家庭には通信費の補助や Wi-Fi 等の通信機器の無償貸与などの支援も行っている。学校では、生活困窮家庭だけでなく、様々な生活課題を持った子どもたちをだれ一人取り残すことのないよう支援を進めていくと答弁いただきました。

次に、橋議員から「野洲市交通安全プログラムについて」質問がありました。質問の趣旨は、通学路での危険個所の整備にあたって、あらかじめ学区ごとに整備箇所数を割り当てているのか、そうであればそのやり方ではなく、市内全域で危険個所の状況を見て客観的に整備箇所を決定すべきだということです。答弁は私がいたしました。

まず、整備箇所を決定するに至る流れを説明しました。整備箇所決定については、必ずしも箇所数を学区に割り当てているわけではないが、通学路交通安全対策推進委員会でも、決定に至るプロセスが不透明だとの指摘を受けていることもあり、透明性、公正性をもった選定方法、仕組みづくりの検討を始めていると答弁いたしました。

これについて、議員からは「大型車両の通行の有無、速度制限の有無、他の工事とのタイミングといった指標を設けてはどうか」との意見もありました。

次に、田中陽介議員から「マスクの着用について（野外、若年層）」と題して、何点か質問がありました。教育委員会に対する質問の趣旨は、コロナ禍において、保育園や幼稚園、小中学校の児童生徒におけるマスク着用のリスクについての質問です。これは教育長に答弁いただきました。

マスク着用は、子どもの発達段階によって対応が違うので、段階ごとに整理している。まず、公立の保育所、こども園、幼稚園では、国の通知を踏まえ、園児に対して一律に着用することは求めている。2 歳児以下は着用しない、3 歳児以上は密になる場面では着用を基本とし、外遊びや運動などのときは外すといったように、活動や場面に応じた対応としている。

学童保育所では、基本はマスク着用、小中学校ではマスク着用を勧めているが、マスクの着用で体調が悪くなる場合など、子どもたちが状況に応じて判断するよう日頃から指導している。また、登下校時は基本的にはマスクを外すよう指導しており、保護者やスクー

ルガードの方にも周知を図っている。マスクを外したときは「距離をとる」、「会話を控える」「咳エチケット」などの指導もしている。

コロナ感染について、児童生徒の不安や恐怖をなくすために、「正しく学ぶ」、「正しい対処方法を知る」ことが重要で、コロナ感染によるいじめや差別を起こさないよう人権学習も進めている。

質問で指摘されたマスク着用による発達上のリスクについては様々な知見が示されており、一定承知しているが、感染防止対策上の必要性を十分に合わせた上で判断すべきであると考えている。最近では、感染力の強い変異株による感染者が若年層の間で急増している。乳幼児や児童生徒の感染事例も増加傾向にあることから、夏休みの延長や学級・学年閉鎖をしている学校も複数ある。市教育委員会としては、マスク着用を勧めるとともに、マスク着用におけるメリット、デメリットを発達段階に応じて指導し、子どもたち自身が状況に応じて判断できる力を育てる教育に取り組んでいると答弁いただきました。

次に、東郷正明議員の質問で、「学校給食の無償化について」の質問がありました。質問の趣旨は、コロナの影響により生活困窮者が増えていることから、子育て支援の観点で学校給食を無償化にできないかというものです。答弁は私がいたしました。

結論から言えば、無償化はいまのところ考えていない。そもそも学校給食は法令により、その経費負担については明記されており、制度に基づいた負担をいただいている。また、生活困窮による支援としては、先の答弁でもあった「就学援助」等によるセーフティネットを活用し支援している。仮に無償化した場合、約 2 億 6,400 万円の一般財源が必要になるが、本市は学校給食の無償化への投資ではなく、特別支援教育の充実、心のオアシス相談員やスクールソーシャルワーカー等、学校運営に必要な支援員の充実を図っていると答弁いたしました。

次に、山崎議員の質問で、「小学校の教科担任制導入について」の質問で導入による教諭の増加について質問がありました。答弁は教育長にいただきました。

まず、教科担任制ですが、これは来年度から、小学校の高学年で外国語、理科、算数、体育の 4 教科に導入される予定で、その利点は 3 点ある。

1 点目は、専門性をもった教員が熟練した指導を行うことができ、授業の質が向上する。2 点目は、授業の質の向上により、子どもたちにより深い学びを提供できる。3 点目は、小学校から中学校への円滑な移行が図れる。いわゆる中 1 ギャップの軽減を図ることができるという 3 点です。

また、複数の教員が児童を見るので「子どもたちの心の安定を図る」、「教員の授業時間数や教科数の軽減」、「学校の教育活動の充実」にもつながると考えていると答弁いただきました。

教職員の増員については、県の教育委員会の判断によるが、現段階では見通しが持てない状況である。実態としては、現在、生徒指導や少人数指導といった担任以外の加配教員が配置されているが、これらの加配教員が小学校の教科担任制導入や 35 人学級実現に応じて少しずつ減らされている傾向にある。つまり教職員数の全体数があまり変わっていないということで、市教育委員会としては今後も県教育委員会に対し積極的な増員を要望していくと答弁いただきました。

最後に矢野議員の質問です。大きな項目で 2 点の質問がありました。

1 点目は「少子高齢化問題について」と題して教育委員会には「所得連動返還の認識と見解について」質問がありました。答弁は私がいたしました。

質問の所得連動返還型奨学金制度は、日本学生支援機構が貸与型奨学金の返還方法として平成 29 年度に新設された制度で、平成 29 年度の新規貸与者により適用されている。従来の定額返還方式と所得連動返還方式のどちらかを選択できるようになった。市は、この制度に関与していないが、低所得者の返還者にとって返還しやすい制度設計になっている。学ぶ意欲のある学生、能力のある学生が経済的理由で高度な教育が受けられなくなることはないよう、教育を受ける機会を広げることで社会全体の利益につなげようとする制度だと認識している答弁いたしました。

2 点目の質問は「国県事業について」と題して、教職員配置について質問されました。質問の趣旨は、学校教育の充実に向け、教職員等の配置について要望の現状、今後の取組みの確認です。答弁は教育長に答弁いただきました。

学校教育の充実に向けて力量のある教職員をいかに多く配置できるかが重要で、教育研究所を中心にさまざまな研修を行い、その資質向上に努めている。県教職員の人事異動のあり方で、具体的には移動先の希望が天津、草津、守山といった特定の地域に偏在している実態の改善を求め、また、特別支援教育や小学校外国語教育の充実、さらに管理職の人材育成などの仕組みづくりについても県教育長に要望を行った。今後も県教育委員会と問題を共有し、連携しながら人材育成に取り組んでいきたいと答弁いただきました。

報告は以上でございます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 4 ページの「学級規模引き下げの効果について」というところの内容で、40 人から 35 人にしてくださるというのは、すごくありがたいことではあるのですが、学校訪問をしていた際に、学校によってはどんどん子どもが増えていきそうな学校もあると聞きました。そんな中で、35 人学級にすることで教室不足に今後陥るといったことはないのでしょうか。

【西村教育長】 吉川部長。

【吉川教育部長】 市内の学校で、今ご指摘の関係で、教室不足になる学校は北野小学校が該当しておりますので、教室数を増やす、増築する計画の準備を進めているところでございます。

【西村教育長】 南出委員よろしいですか。ほかにご質問等ございませんか。山崎委員どうぞ。

【山崎委員】 2 点お尋ねします。まず 1 点目は、資料の 9 ページに、コロナに関しての保健指導を発達段階に合わせてしてくださっていることが書かれていますが、性教育等の学習と同じようにモデルの授業があつて、それをベースに市内全体で授業をされている状態なのか、それぞれの学校に任されている状態なのかということをお尋ねしたいです。

2 点目は、資料の 10 ページです。④番の給食費滞納への対応について、いろいろな段階を示しておいてくださり、最終的に訪問による面談が実際にあるのかどうかは分かりませんが、市のほうで対応してくださっているのか、学校の職員が関わっての対応になるのかをお尋ねしたいと思います。お願いします。



【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 まず 1 点目の、性教育を含めたいろいろな保健指導が、どのように行われているのかというご質問にお答えします。基本的には、今おっしゃってくださった、どこかモデルの学校があつて、それにみんなが倣っていくというよりもそれぞれの学校の実態を踏まえてやっているのですが、それぞれ教育研究会の中に性教育部会がございますので、そのような中でいろいろな学校で情報共有をしながら進めてもらっている状況だと、今のところは認識しております。

【西村教育長】 2 点目の滞納の件はどうですか。吉川部長、お願いします。

【吉川教育部長】 基本的に、これまでは学校のほうで、いろいろなやり取りをしていたのですけれども、給食費のシステムを導入してからは市のほうで管理しておりますので、教職員ではなくて市の職員が対応を行っているというところでございます。ただ、本人と保護者の方とのやり取りもありますので、学校と連携しながらにはなりますけれども、これまでの給食費の徴収とはまた全然変わっておりまして、口座振替になっておりますし、全てシステムでチェックをしておりますので、学校への負担はそれほどかかっていないと思っております。

【西村教育長】 山崎委員、よろしいですか。

【山崎委員】 ありがとうございます。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 すみません、もう 1 点。11 ページの小学校の教科担任制の件ですが、現時点で、外国語を教えらるる先生に限られていて、その先生が担任を持たずに外国語ばかりを教えられているというような学校を拝見しました。あとの 4 教科に関して、その先生はずっと理科ばかりを教える、社会ばかりを教えるというような制度になるのでしょうか。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 外国語に関しましては、委員がおっしゃってくださったように、専科教員というものが基本的に英語をずっと教えるということになって、来年度も恐らくそうなるのではないかと考えております。ここに書かれているように、理科、算数、体育の教科については、来年度スムーズにいけるようにこれから研究を進めていくのですけれども、イメージとしましては、学年の先生方が何人かおられて、その中である先生が 1 組から 3 組までの算数を教えます。ある先生が 1 組から 3 組までの理科を教えるという感じで、外国語のように専科教員がどの学校へ行ってもその教科だけを教えるということではないと考えております。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項②、令和 3 年度第 1 回野洲市社会教育委員会議の概要報告について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。報告事項②、ページで言いますと 14 ページから 15 ページでございます。令和 3 年度第 1 回野洲市社会教育委員会議の結果についてご報告をさせていただきます。

開催は、令和 3 年 8 月 5 日、午前 9 時 30 分から、市役所第 1 委員会室におきまして行われました。出席者は記載のとおりでございます。議事につきましては、令和 3 年度野洲市の教育方針について、教育長より説明がございました。

次に、令和 3 年度教育委員会各課の事業計画につきまして、委員には事前に資料配布を行った上、ご意見を伺いました。意見としましては、学校の授業において、健康スポーツセンターの温水プール活用についてご意見がございました。

次に、野洲市教育振興基本計画第 3 期案について、先ほど北脇次長から説明がありましたように、第 2 次計画策定から 5 年が経過することから、次期計画を策定するものでございます。引き続き取り組むべき課題や近年の社会情勢、教育環境などの変化により生じた新たな課題に対応していくために、今後 5 年間で目指すべき方向や取り組むべき施策について策定するものであることを踏まえ、計画内容の説明を行いました。

次に、野洲市社会教育委員の在り方について議論をいただきました。これからは、会議に出席して意見を述べるだけでなく、行動できる社会教育委員として何が必要かということの意見交換をしていただきました。今後、社会教育委員会議でこの議題につきまして議論を深めていく予定をしております。

簡単でございますが、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので次に移ります。報告事項③、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 教育部次長の北脇です。それでは、報告事項③、16 ページになります。職員の任免等につきましてご報告をさせていただきます。

まず、会計年度任用職員の新規採用者についてでございます。パートタイム職員 1 名の採用を報告するものです。採用の所属及び期日等については記載のとおりでございます。また、退職者につきましては、パートタイム職員 4 名の退職を報告するもので、退職者の所属及び退職日については記載のとおりでございます。

次に、職員の許可承認等についてですが、正規職員の分限休職延長承認 1 名と、会計年度任用職員の営利企業等従事許可 1 名の承認を報告するものでございます。許可の期間等、詳細についてはそれぞれ記載のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程第 8、その他事項に移ります。何かございますか。宇都宮館長。

【宇都宮野洲図書館長】 令和 3 年度第 2 回図書館協議会についてご案内いたします。第 2 回の会議は 10 月 2 日土曜日、10 時から図書館の本館で開催する予定となっております。

【西村教育長】 ほかに何かありますか。よろしいですか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 その他ということで、1 つお聞きしたいと思います。今年の 11 月に東京都町田市の小学校で 6 年生の女子児童がいじめを苦に自殺をしたという事件がございました。この学校によると、ICT の推進校で 1 人 1 台の端末を配布して活用していました。このいじめの背景に端末の存在があったという報道がございました。本来、教育の推進に資するために配布されたタブレット端末がいじめの手段として用いられたということは非常に残念なことですし、大変悲しいことです。

端末の機能を制限している学校もあると聞いていますが、片や対面で意見を言うのが苦手な子も端末では気軽に意見が言えるということで、そのように端末を活用している学校もあると聞いています。

そこでお聞きしたいのですが、まず、現在野洲市が配布しているタブレット端末に児童間で利用できる、いわゆる SNS 機能があるのかどうか。もしあるとすれば、町田市のような事件・事案が生じないようにするために、どのような対応・措置が必要と考えているのかお聞きしたいと思います。

もちろん、多くの子が家庭でもスマホを持っている現状もあるわけです。配られた端末の使い方だけを問題視しても解決につながらないとは思いますが。しかし、今、町田市で起こった事案を教訓に、学校、教育委員会、保護者、児童生徒がいろんな機会を踏まえて、便利な装置ではあるけれども、その反面そうした危険もあるわけですから、今一度それとどのように付き合っていくべきか、将来の子どもたちにとってこれは避けて通れないことですから、様々な場面で議論し、ルールを決め、それを実践していくということが必要ではないかと。これに対する見解を求めたいと思います。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 野洲市で今、子どもたちに 1 人 1 台配布している端末の中には、おっしゃっているような機能はあります。あるし、やろうと思えばできるわけです。現に、配布して本格的に使用するようになってから、子どもたちの間で、教師の知らないところで勝手にグループを作ってやり取りをしているという事案も発見されました。それを発見できるのは、見守り機能みたいなものが付いておまして、こちらが想定していないような使い方をした場合は、すぐにそのグループをこちらで解消して学校に連絡をするということを実際にしました。

それから、あともう一つの見守り機能としては、不適切な用語で検索を行った場合、「家出」や「自殺」、「薬物」などの不適切な用語で検索を行ったら、どの端末でその言葉が検索されたのかということもわかりますので、すぐに学校に連絡をして、学校でその児童生徒の見守りをお願いしています。できれば直接話して相談に乗ってあげることができればいいんですが、見張っているというようなメッセージではなく、見守っているというスタンスでできればなと思っています。

それから、瀬古委員もおっしゃっていただきましたが、ルールづくりをどのようにしていくかということですが、小学校では自分たちでルールをつくろう、こういう使い方を自分たちでしようというようなことを実際に子どもたちに考えさせている学校もありますし、中学校では、ある程度こちらからこういう使い方はどうなのか、こういう使い方は本当に適切なのかということをお学校の場で子どもたちと一緒に考えていくような機会もつくってもらえたらと思います。以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 次長のおっしゃるとおり、この問題は非常に根深い問題です。単に一方的な指導や規制だけで解決する問題ではなく、やはり子どもたちにも考えさせる必要があります。自分たちの安全のためにも、お互い気傷つけあうというようなことはあってはならないことですから。やはり、そこは子どもたちが理解し納得したルールであれば、それこそ定着すると思いますので、町田市のようなことが起こらないように、ぜひともこの意

見について先生方とも真剣に話し合っていたきたいと思います。

【西村教育長】 ほかに何かございませんか。よろしいですか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 先ほどの端末に関してなのですけれども、先ほどおっしゃった町田市の件のあとに、ちょうど息子の学校では、直後の授業でこの話が挙がって、そうしたことがないようにちゃんと安全に使っていきましょうという指導があったというのは聞いております。なので、まだ中 1 なのですけれども、子どもたちは今のところ安全に使っています。

ただ、この前もチームスでちゃんと回線がつながるか自宅で確認があったのですが、それを横で私は見えて、大人が思っている以上に今の子どもたちにはすごく知識があり、いろいろなことを操作できる子どもたちがいることが事実だと思いました。

そんな中で、学校の中で端末の授業をされる際に、30 人の子どもが一斉に端末を使っているのに、動かない子どもさんが何人かいるという話を聞きました。学校の中でも一番端っここの教室だからかもしれないということでした。今後、自宅で Wi-Fi などの環境整備ということ先ほどおっしゃいましたが、学校自体で使うこともこれから頻繁になると思うので、学校自体の環境整備というのをお考えか教えてください。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 実際、我々のほうもそこは認識をしております、全校で一斉に授業の中で 1 人 1 台端末を使いだすと、止まってしまうようなことは起こりうるし、全校でなくても隣の教室と同じ時間帯になると、委員がおっしゃったようなことが起こってしまうのではないかと考えています。

基本的に 50 分の時間、あるいは小学校では 45 分の授業の中でずっと端末を使うというようなことは基本的にはないだろうと考えています。あくまでも少し子どもたちが考えたり、表現したりするときに少し使うということなので、ハードウェア的にこれ以上改善の余地があるのかどうかというのは、研究もしないと駄目なのですが、今、現有の環境の中で何とか使っていけたらいいのではないかと考えております。

ただ、本当にこれからどんどん使用頻度が上がって行って、これは本当に改善しないと駄目だというようなことになったときは、それについて検討していきたいと思っております。

【西村教育長】 よろしいですか。ほかに、何かご質問等はございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に、日程協議に移ります。まず、10 月教育委員会定例会は、10 月 20 日水曜日午後 1 時 30 分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしく申し上げます。

次に、11 月教育委員会定例会についてお伺いします。11 月教育委員会定例会は、11 月 17 日水曜日午後 1 時 30 分より、総合防災センター研修室で開催したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。よろしいですか。

ご異議なしと認めます。よって、11 月教育委員会定例会は、11 月 17 日水曜日午後 1 時 30 分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。